

# 令和6年度

## 岩脇小学校防球ネット改修工事（2期）

### （着手日指定型）

図面番号	図面名	図面番号	図面名
1	特記仕様書（1）	6	既存展開図（撤去）
2	特記仕様書（2）	7	防球ネット配置図（新設）
3	特記仕様書（3）	8	新設展開図
4	特記仕様書（4）， 附近見取図	9	新設展開図（2）， 詳細図（出入口）
5	既設配置図（撤去）	10	フェンス詳細図（撤去， 新設）

阿南市教育委員会教育部教育総務課

課長	課長補佐	係長	係	担当

**I. 工事概要**

1. 工事名称 岩臨小学校野球ネット改修工事（2期）（着手日指定型）

2. 工事場所 阿南市羽ノ浦町岩臨町筋

3. 建物概要

建物名称	
構造・規模	
敷地面積	
延床面積	
消防法施行令別表第1の区分	

4. 工事種目

種目	工事概要
防球ネット改修工事	防球ネット改修工事一式

5. その他

本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的とした工事着手日指定契約方式の試行工事であり、別に定める「阿南市工事着手日指定契約方式実施要領」を適用する。

本工事の契約工期は契約締結の日から令和6年9月30日までを見込んでいるが、工事着手日は令和6年7月22日とする。なお受注者は、工事着手日まで工事の着手（現場事務所の設置、現場への資材の搬入及び仮設備の設置など）を行ってはならない。ただし、工事始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に、関連工事の早期完成や関係者の同意など、着手時期の制約が解消された場合は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。

**II. 共通仕様書**

(1)項目は、番号に○印が付いたものを適用する。  
(2)特記事項は、○印が付いたものを適用する。◎は総て適用する。

章	項目	特記事項
1章 共通事項	① 適用基準	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。  ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年改定 また、次の図書（国土交通大臣官庁官庁営繕部監修）を参考とする。 ①建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ②建築改修工事監理指針（令和4年版） ③電気設備工事監理指針（令和4年版） ④機械設備工事監理指針（令和4年版）
	② 優先順位	◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 ①質問回答書（②から⑤に対するもの） ②補足説明書 ③特記仕様書（共通仕様書を含む） ④図面 ⑤公共建築工事標準仕様書等
	③ 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。  (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。
④ 工程表	◎受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。	
⑤ 工事の着手	◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。	
⑥ 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。  ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。  ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。	

章	項目	特記事項
7	下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由書を事前に監督員に提出しなければならない。  ◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）
	8 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。
9	電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。  ◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。
	10 施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分に周知・徹底すること。  ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。  ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。  ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。  ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮仮設設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。  ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。  ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度、補修又は補償すること。  ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から下ろす作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。  ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があつたときは、直ちに提示しなければならない。  ◎受注者は、輸送経路において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。  ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。  ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

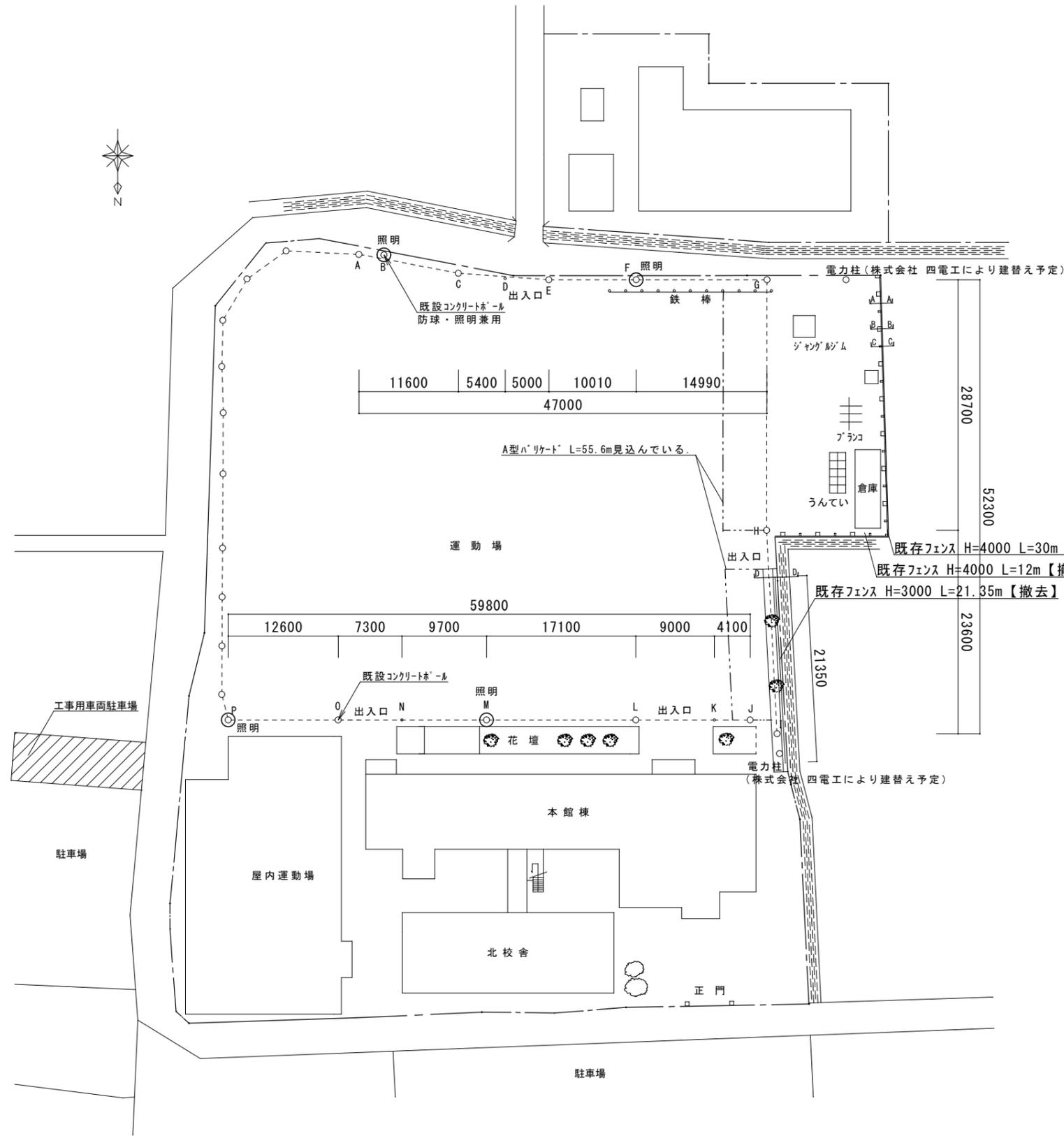
章	項目	特記事項
11	交通安全管理	◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（任意様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。  ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。  ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート（任意様式）」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。  ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。  ◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
	12 発生材の処理等	◎輸送災害の防止 受注者は、工事車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について、工事着手前に監督員に報告しなければならない。  ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に、次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと ・さし柵装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある  ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPOBの有無を調査し、あれば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を始めとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があつた場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。  ・アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の旨与（あり・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項														
二章 一般共通事項	12 発生材の処理等	<p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合は、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全業写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p>	14 化学物質を発生する建築材料等	<p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>・アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p>	17 遠隔現場の試行	<p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正給油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する給油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔現場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔現場に関する試行要領」に基づき遠隔現場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔現場に関する試行要領」に基づき遠隔現場を試行しなければならない。</p>																
	13 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特任仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>・県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>(a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>(b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>・製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>・県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>なお、W10対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p>					15 施工	<p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は教育総務課（TEL 22-3299）へ問い合わせ、工事に進漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p>	18 工事看板等	<p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>・受注者は、本工事において使用する工事看板・バリエード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p>												
			16 建設機械等	19 仮設トイレ	<p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</p> <p>・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</p> <p>受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p>	20 設計変更箇所確認	<p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。</p> <p>また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者ととも、書面により確認すること。</p>															
				21 工事検査及び技術検査	<p>・次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般（指名競争）入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>－</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>－</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事は、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>・基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>・外壁改修工事等において、足場が撤去され、しゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般（指名競争）入札工事	低入札工事	3千万円未満	－	1回	3千万円以上5千万円未満	－	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	22 完成図等	<p>◎電子納品：対象外</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類 ・しゅん工図（製本 部）（電子データ1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真1部）（着手前及び完成写真）、電子データ 部） ・使用材料一覧表（1部）（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ 部） ・保全に関する資料</p>
当初請負対象額	一般（指名競争）入札工事	低入札工事																				
3千万円未満	－	1回																				
3千万円以上5千万円未満	－	2回																				
5千万円以上1億円未満	1回	2回																				
1億円以上	2回	3回																				

	阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785	●工事名 岩脇小学校防球ネット改修工事（2期）（着手日指定型）	●縮尺 NON	設計	図面番号
		●図面名 特任仕様書（2）	●年月 令和6年4月		2



章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項
二 章 改 修 仮 設 工 事	① 一般事項	① 一般事項	◎施工前に防球ネット柱の風圧力に対する検討を行い、監督員の承諾を得て施工すること。		
	2. ベンチマーク	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	② コンクリートポール	◎種類：長さ、末口、強度 15.0m×190mm×10.0kN ※製造メーカー：大日コンクリート工業製造品同程度	
	③ 足場等	・設計GLの設定は、BM( )を±0とし、NGLはBM±( )mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。  ・仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては、あらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。  ・労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと。 届け出を行った場合は、監督員に報告すること。 届け出が不要の場合は、その旨を監督員に報告すること。  ・労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に足場チェックリスト(任意様式)を用いて点検を行い、その記録を保管すること。 また、監督員から提出を求められた場合は、速やかに提出すること。  ・外部足場(種類： , 仕様： 枚布、D= cm、シート仕様： ) ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。  ・内部足場(種類： , 仕様： 枚布、D= cm) ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下)  ・仮囲い(仕様： , H= m、L= m)(図示)  ・ゲート(有・無、仕様： )  ・足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。  ・受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下すときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。  ・石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場設置用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。  ◎コンクリートポール及び防球ネット撤去、新設の際には、安全対策としてA型バリケードを設置すること。(配置図参照)	③ 防球ネット	◎リヒレンネット 40mm目、φ1.9 (660T/28本)	
		④ 金属類及び77件類	◎清車以外は、溶融亜鉛メッキ品とする。		
		四 章 防 球 ネ ッ ト 工 事	① フェンス材	◎フェンス材料は、「ネットフェンス PC-A800：朝日スチール工業(株)同等品」とする。  ◎金網規格 スプリングネット(φ3.2×56mm 400g めっき鉄線)とする。	
④ 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m <sup>2</sup> 程度)・ <del>設けない</del> )  ・監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1)机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2)ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3)請負加入電話の子機 (4)衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5)ファクシミリ他				
⑤ 工事用電気設備、工事用給排水設備	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。  ◎既存水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。				
⑥ 工事車両用駐車場、資材置場、現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて)設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。  ・借地借家料 円				



現状図 S=1/400

【残存・撤去】

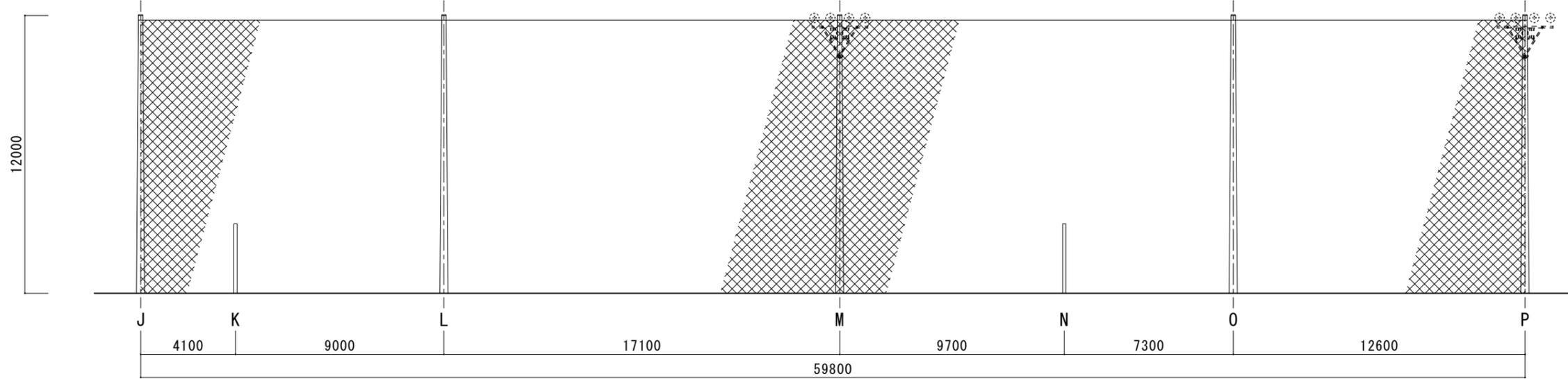
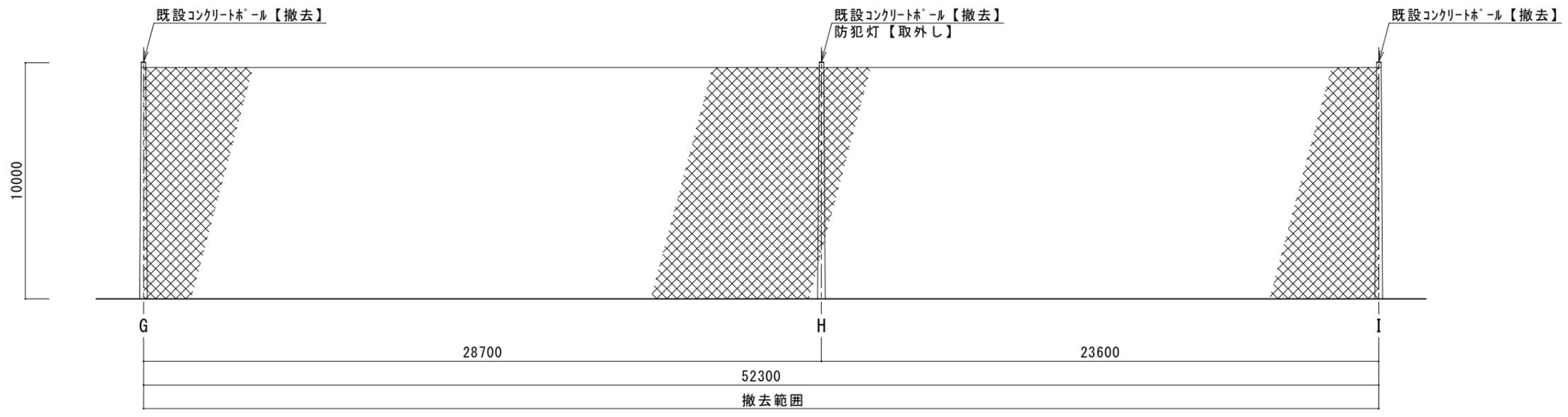
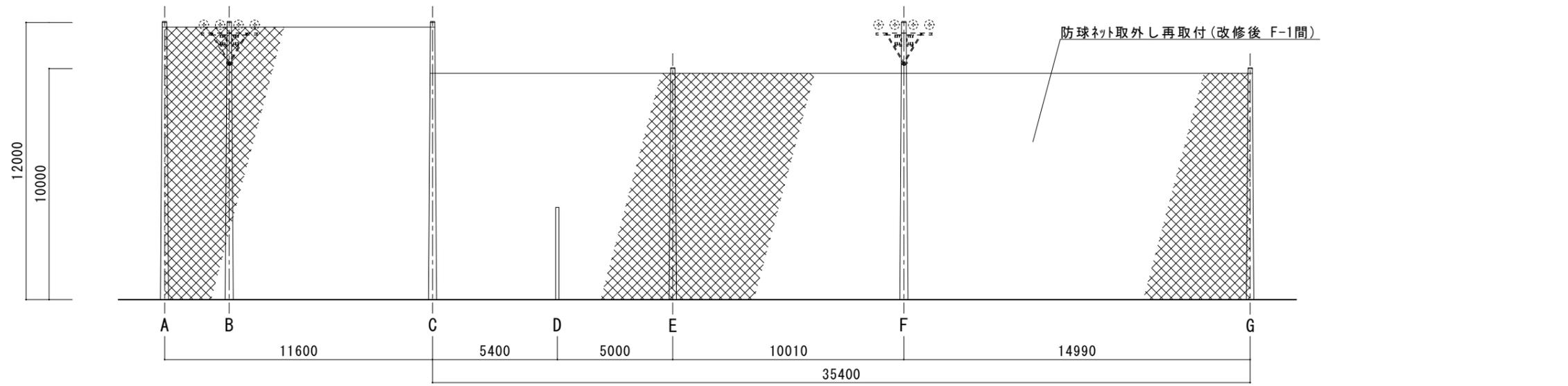
番号	名称	形状寸法等	数量	単位	備考
A	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
B	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
C	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
D	鋼管柵	長さ4,000mm	1.00	カ所	残存
E	コンクリート柵	長さ13,000mm×末口190mm×強度10.0kN	1.00	カ所	残存
F	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
G	コンクリート柵	長さ12,000mm×末口190mm×強度7.0kN	1.00	カ所	撤去・撤出・処分
H	コンクリート柵	長さ12,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	撤去・撤出・処分
I	コンクリート柵	長さ12,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	撤去・撤出・処分
J	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
K	鋼管柵	長さ3,000mm	1.00	カ所	残存
L	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
M	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
N	鋼管柵	長さ3,000mm	1.00	カ所	残存
O	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存
P	コンクリート柵	長さ15,000mm×末口190mm×強度5.0kN	1.00	カ所	残存

阿南市富岡町トノ町12番地3  
**阿南市役所**  
 教育委員会 教育部 教育総務課  
 TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785

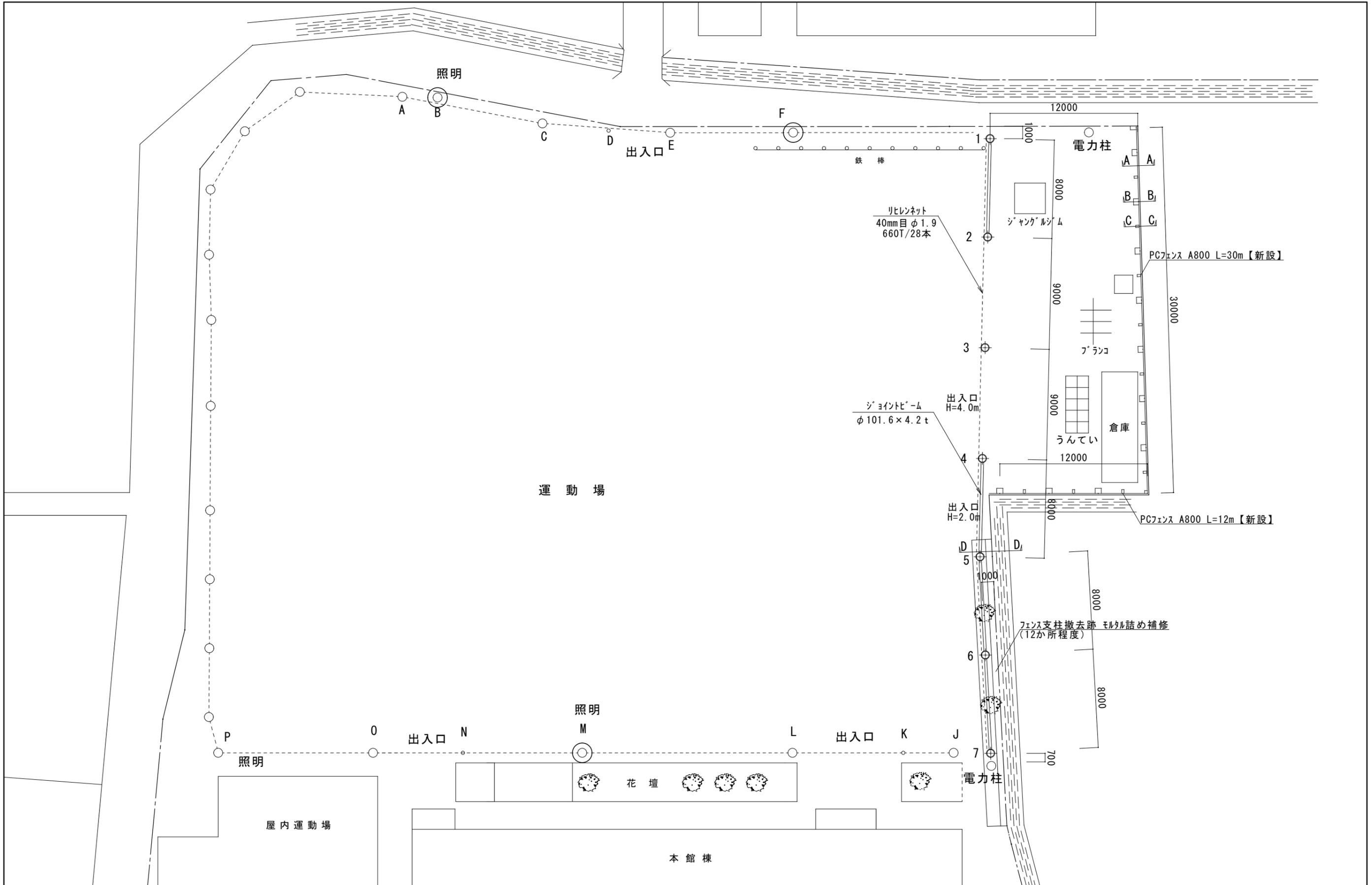
●工事名 岩脇小学校防球ネット改修工事(2期)(着手日指定型)  
 ●図面名 既設配置図(撤去)

●縮尺 1/400  
 ●年月 令和6年4月

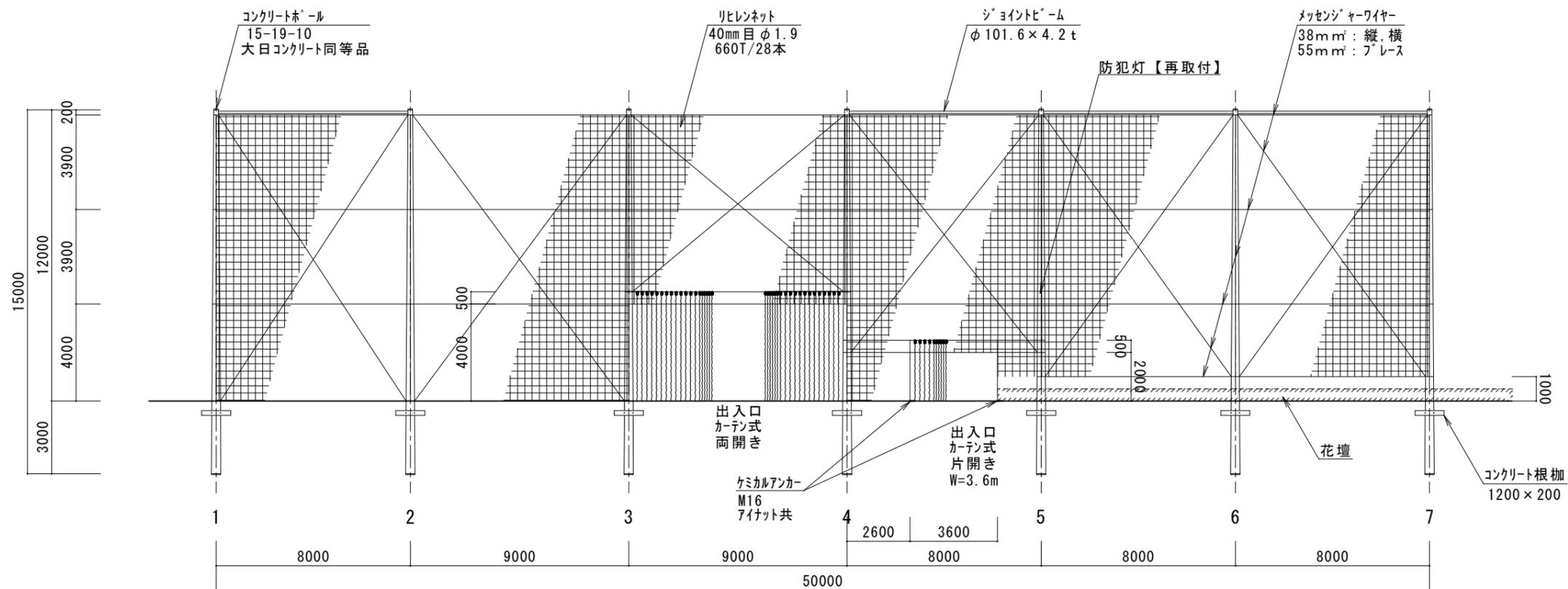
設計 図面番号  
 5



設計条件	阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	岩臨小学校防球ネット改修工事(2期)(着手日指定型)	●縮尺	1/150	設計	図面番号
・平均風速 $V_0=36\text{m/s}$ 徳島県阿南市(建築基準法施行令第87条による)	阿南市役所	●図面名	既存展開図(撤去)	●年月	令和6年4月		6
・粗度区分 3(建築基準法施行令第87条による)	教育委員会 教育部 教育総務課						
・土質 普通土質(B)・・・配電規定により仮定	TEL(0884)22-3299 FAX(0884)22-4785						

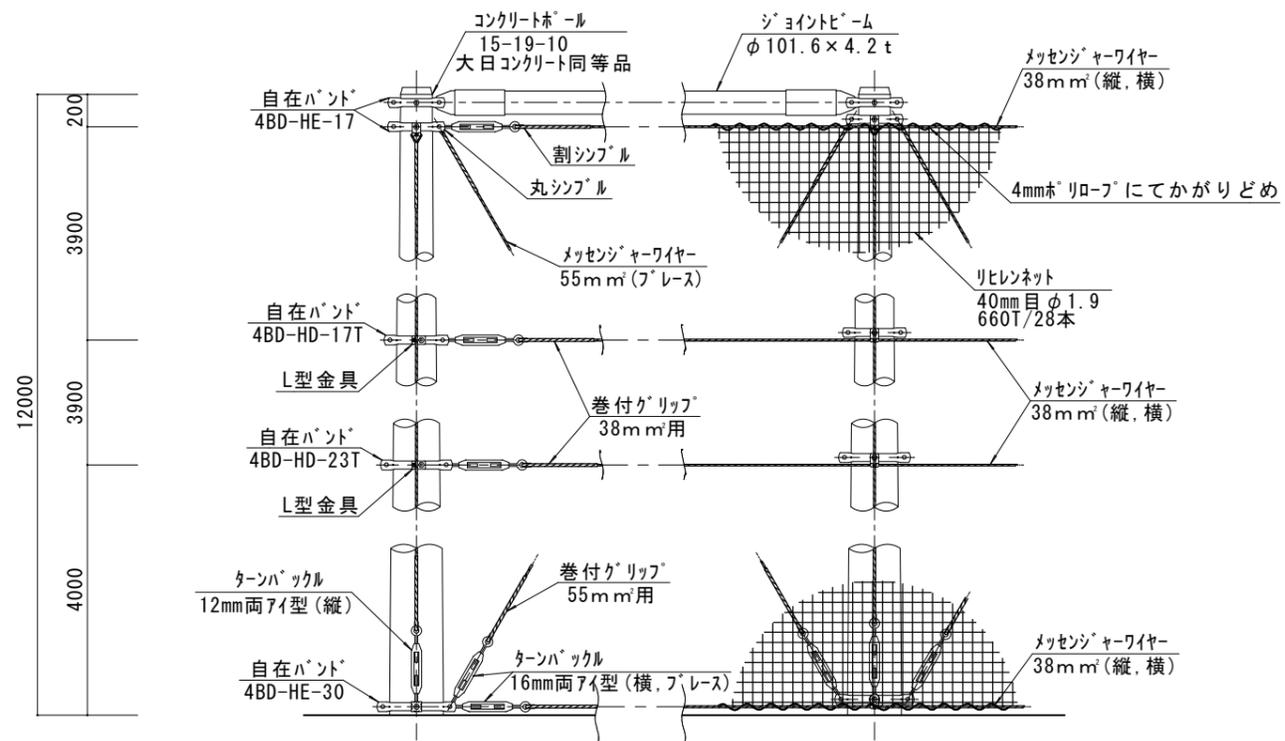


<p>設計条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均風速 <math>V_0=36\text{m/s}</math> 徳島県阿南市 (建築基準法施行令第87条による)</li> <li>・粗度区分 3 (建築基準法施行令第87条による)</li> <li>・土質 普通土質 (B) ... 配電規定により仮定</li> </ul>	<p>阿南市富岡町トノ町12番地3  <b>阿南市役所</b>          教育委員会 教育部 教育総務課          TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785</p>	<p>●工事名          岩脇小学校防球ネット改修工事 (2期) (着手日指定型)</p> <p>●図面名          防球ネット配置図 (新設)</p>	<p>●縮尺          1/200</p> <p>●年月          令和6年4月</p> <p>設計 図面番号          7</p>
---	---	--	--

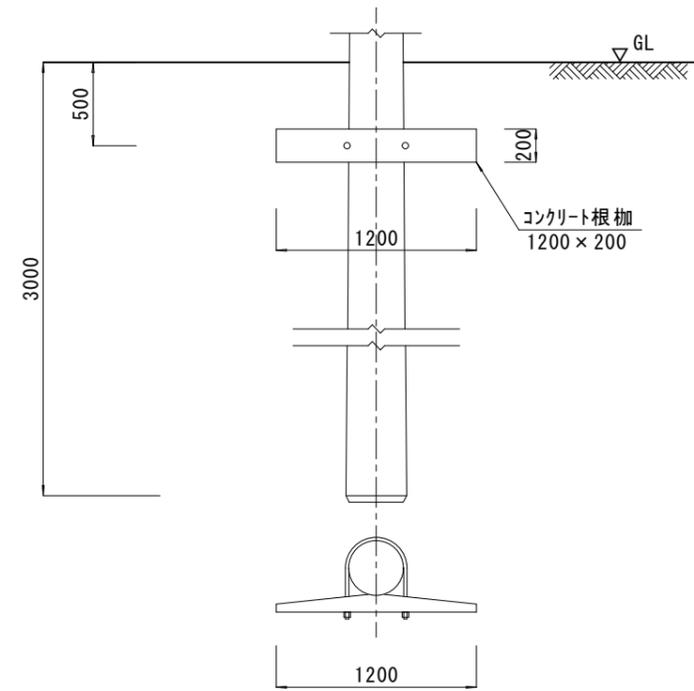


展開図 S=1/150

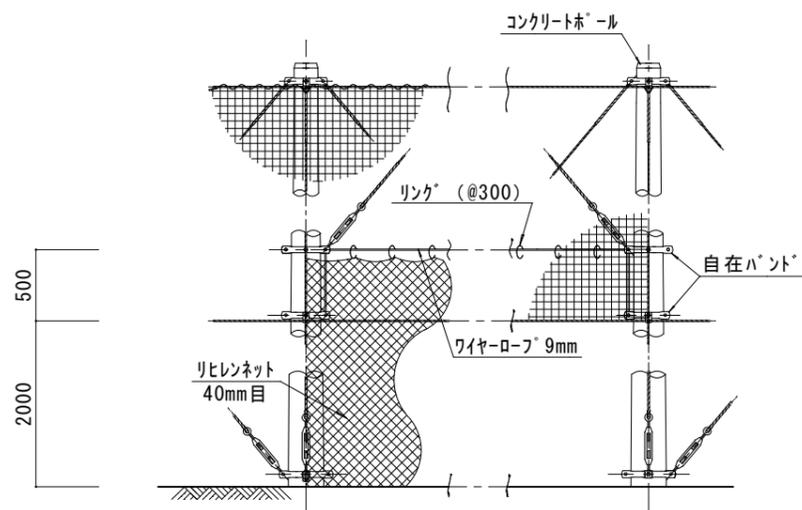
<p>設計条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均風速 <math>V_0=36\text{m/s}</math> 徳島県阿南市 (建築基準法施行令第87条による)</li> <li>粗度区分 3 (建築基準法施行令第87条による)</li> <li>土質 普通土質 (B) ... 配電規定により仮定</li> </ul>	<p>阿南市富岡町トノ町12番地3  <b>阿南市役所</b>          教育委員会 教育部 教育総務課          TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785</p>	<p>●工事名 岩脇小学校防球ネット改修工事 (2期) (着手日指定型)</p> <p>●図面名 新設展開図</p>	<p>●縮尺 1/150</p> <p>●年月 令和6年4月</p>	<p>設計 図面番号</p> <p>8</p>
--	---	--	------------------------------------	-------------------------



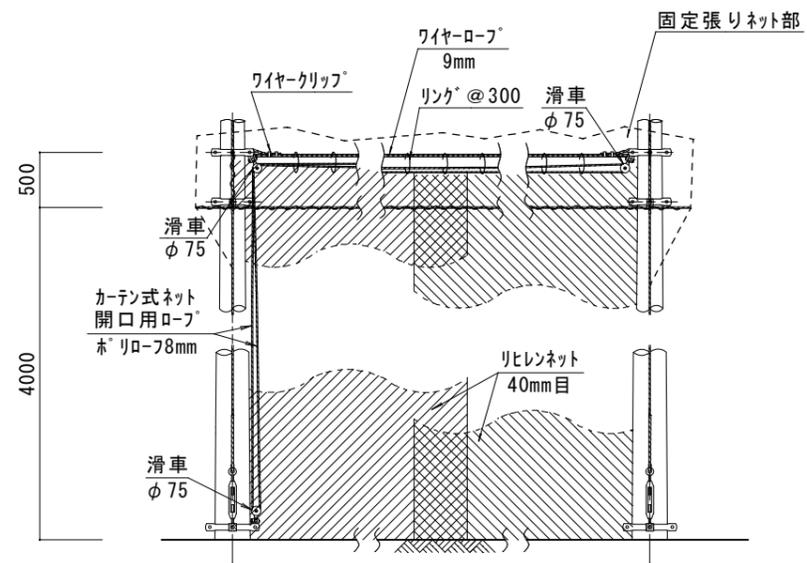
ネット取付詳細図 S=1/30



基礎詳細図 S=1/30



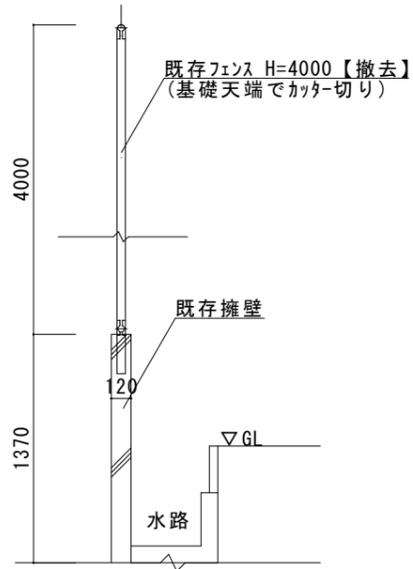
出入口取付詳細図 S=1/40  
カーテン式 (片開き)



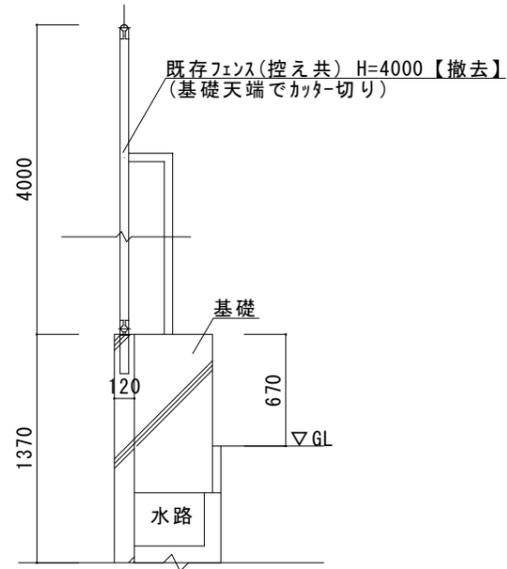
出入口取付詳細図 S=1/40  
カーテン式 (両開き)

設計条件	阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	岩脇小学校防球ネット改修工事(2期)(着手日指定型)	●縮尺	1/30, 40	設計	図面番号
・平均風速 $V_0=36\text{m/s}$ 徳島県阿南市(建築基準法施行令第87条による)	阿南市役所	●図面名	新設展開図(2), 詳細図(出入口)	●年月	令和6年4月		9
・粗度区分 3(建築基準法施行令第87条による)	教育委員会 教育部 教育総務課						
・土質 普通土質(B)・・・配電規定により仮定	TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785						

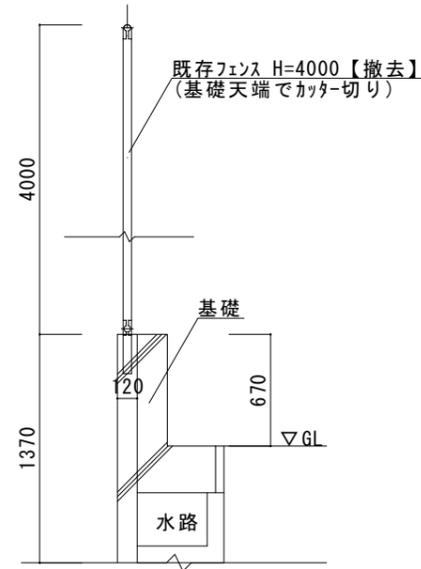
(改修前 A-A断面図)



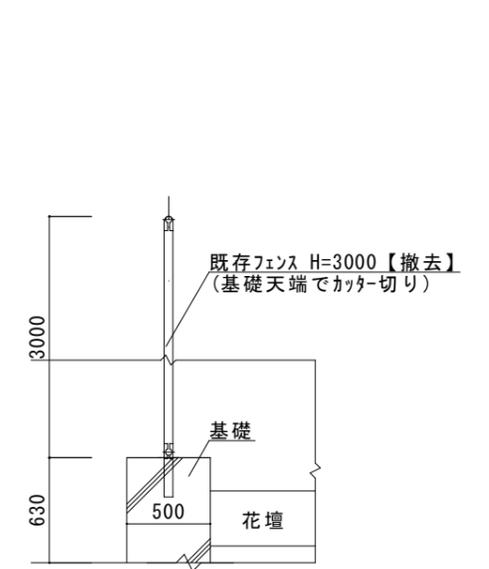
(改修前 B-B断面図)



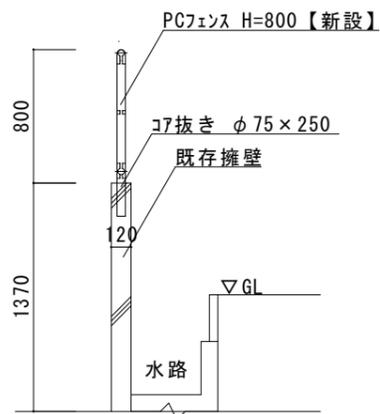
(改修前 C-C断面図)



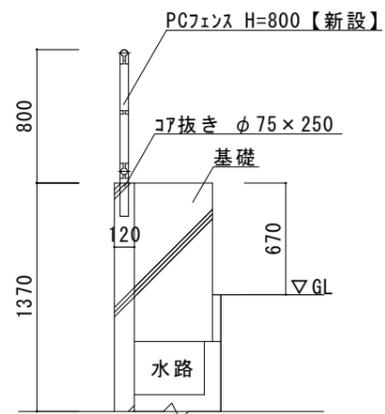
(改修前 D-D断面図)



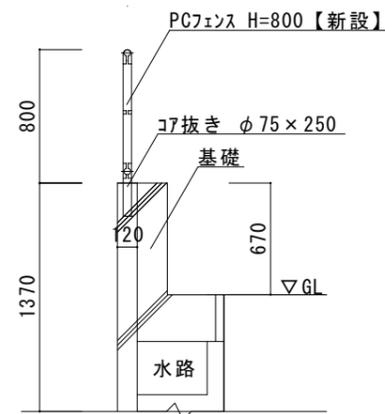
(改修後 A-A断面図)



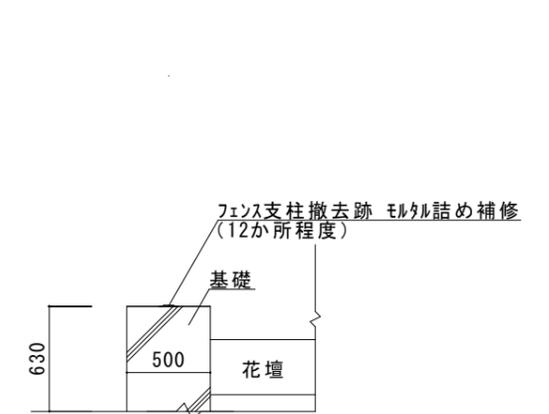
(改修後 B-B断面図)



(改修後 C-C断面図)



(改修後 D-D断面図)



設計条件	阿南市富岡町トノ町12番地3
・平均風速 $V_0=36\text{m/s}$ 徳島県阿南市 (建築基準法施行令第87条による)	阿南市役所
・粗度区分 3 (建築基準法施行令第87条による)	教育委員会 教育部 教育総務課
・土質 普通土質 (B)・・・配電規定により仮定	TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785

●工事名	岩脇小学校防球ネット改修工事 (2期) (着手日指定型)
●図面名	フェンス詳細図 (撤去, 新設)

●縮尺	1/30
●年月	令和6年4月

設計	図面番号
	10